

# 公益財団法人北海道消防協会定款

平成24年4月1日 制定

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道消防協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指し、住民の生命と財産を様々な災害から守るため、消防力の増強・整備を通じて地域防災力の強化推進を図るとともに、消防に関する情報の提供及び調査研究などを行い、もって広く住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及宣伝に関する事業
- (2) 消防職団員等の知識・技能向上のための教育訓練に関する事業
- (3) 消防設備の充実強化に関する事業
- (4) 消防職団員等の表彰に関する事業
- (5) 殉職消防職団員に対する慰霊事業
- (6) 災害活動支援及び対策事業
- (7) 消防に関する調査研究に関する事業
- (8) 民間消防団体への活動に対する支援事業
- (9) 消防職団員等の福祉厚生に関する事業
- (10) 機関誌・図書その他の刊行又は頒布に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、北海道内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産は、本会の基本財産とする。なお、基本財産は理事会及び評議員会において基本財産とすることを決議した財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとする

とき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事(以下「会長」という。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本会に評議員48名以上58名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員がその職務を行うために要する費用は、支給することができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給に関する基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事若しくは監事を選任する議案の決議に当たっては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、それぞれ過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

## 第 6 章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 41 名以上 49 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、6 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体(公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長の指示を受け業務を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び公認会計士又は税理士の資格を有する監事には、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事がその職務を行うために要する費用は、支給することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第 30 条 理事会は、定例理事会を毎事業年度 2 回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 31 条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに理事及び監事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

## 第 8 章 会 員

(会員の種類)

第 35 条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する北海道内の消防団員及び消防職員
- (2) 特別会員 市町村長、その他本会の事業に密接な関係を有する者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し金品を寄贈した者
- (4) 名誉会員 学識経験者及び本会のために功績顕著な者

(会費)

第 36 条 本会の会費は、理事会及び評議員会の決議を経て、会員に拠出を求めるものとする。

(特別会員等の委嘱)

第 37 条 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

## 第 9 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議を経て、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 本会が公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 本会の公告は、電子広告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 顧問及び相談役

(顧問)

第 43 条 この法人に任意の機関として、3 名以下の顧問を置く。

2 顧問の選任又は解任は、理事会において決議する。

3 顧問は会長の諮問に応じ助言する。

4 顧問は無報酬とする。

(相談役)

第 44 条 この法人に任意の機関として、相談役を置く。

2 相談役は、全国消防長会北海道支部の会員をもってあてる。

3 相談役の選任又は解任は、理事会において決議する。

4 相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 相談役は無報酬とする。

## 第 12 章 地方支部

(地方支部の設置)

第 45 条 本会は、総合振興局・振興局区域毎に地方支部を置く。

2 地方支部の構成員は、その地方支部区域内の消防機関に属する会員とする。

3 地方支部には、分会を置くことができる。

(地方支部の役職員)

第 46 条 地方支部には、地方支部長を置くとともに、その他の役員及び職員を置くことができる。

(地方支部の運営)

第 47 条 地方支部の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めることとする。

## 第 13 章 事務局

(事務局の設置運営)

第 48 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の承認を得るものとする。

4 事務局の組織及び運営並びに職員の服務給与等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 14 章 補 則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、高木繁光とする。
- 4 本会の最初の副会長は、二川春雄、西畑義勝、溝井矢一、桑折英俊、松浦靖雄、石戸谷保とする。
- 5 本会の最初の常務理事は、石川治憲とする。
- 6 本会の最初の評議員は、別紙評議員名簿に掲げる者とする。
- 7 本会の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。